

法人だより

No.182



幻の国分ニンジン（群馬地区会） 表紙説明はP.26

全国法人会総連合
令和4年度 税制改正に関する提言

コロナに打ち勝つ！
「原価改善活動」を実践しよう

“ピンチ”と“クレーム”

オンライン化時代に成功する
「伝え方・話し方」

高崎税務署管内 税務協力団体

 一般社団法人 高崎法人会

高崎地区会 渋川地区会 安中地区会 群馬地区会 榛名地区会 松井田地区会 伊香保地区会 箕郷地区会
吉岡地区会 榛東地区会 子持地区会 倉渕地区会 新町地区会 北橘地区会 赤城地区会 吉井地区会

10月

●10月12日

- 1 9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

●10月15日

- 2 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知

●11月1日

- 3 8月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
- 4 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 5 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 6 2月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
- 7 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
- 8 消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（6月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉

●10月中において市町村の条例で定める日

- 9 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第3期分）

※ 税理士相互扶助の日…10月26日

11月

●11月10日

- 1 10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

●11月15日

- 2 所得税の予定納税額の減額申請

●11月30日

- 3 所得税の予定納税額の納付（第2期分）
- 4 特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付
- 5 9月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
- 6 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 7 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 8 3月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
- 9 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
- 10 消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（7月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉

●11月中において都道府県の条例で定める日

- 11 個人事業税の納付（第2期分）

※ 税を考える週間…11月11日～17日

12月

●12月10日

- 1 11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額（6月～11月分）の納付

●本年最後の給与の支払を受ける日の前日

- 2 給与と所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書・保険料控除申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出
提出先…給与の支払者経由、その給与に係る所得税の納税地の所轄税務署長

●本年最後の給与の支払をするとき

- 3 給与と所得の年末調整

●翌年1月4日

- 4 10月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
- 5 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 7 4月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
- 8 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
- 9 消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（8月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉

●12月中において市町村の条例で定める日

- 10 固定資産税（都市計画税）の第3期分の納付

目次

税務カレンダー	1
新税務署長着任挨拶・高崎税務署人事異動	2
令和4年度税制改正に関する提言（全国法人会）	3
経営のヒント	
コロナに打ち勝つ！「原価改善活動」を実践しよう	9
オンライン化時代に成功する「伝え方・話し方」	11
健康情報	
朝、起き抜けに飲むコップ一杯の水の様々な効能	12
最近の話題から	
東芝の迷走	13
“ピンチ”と“クレーム”	14
部会だより	15

地区会だより	16
会員企業紹介	17
税理士会コーナー	
消費税インボイス制度の登録申請の受付が開始されます	
【税理士 加藤 勝】	19
経営寸話【税理士 堀口祐介】	20
税務署コーナー	
インボイス制度登録申請書受付開始	21
軽減・インボイスコールセンターのご案内	23
群馬県からのお知らせ	24
新会員・部会員紹介・下期税務説明会のご案内	25
お知らせ・表紙説明	26

着任のごあいさつ

高崎税務署長 眞木 治



この度の異動により、関東信越国税局調査査察部から転任してまいりました眞木でございます。

出身は新潟県で、群馬県の勤務は平成25年の前橋署以来8年ぶりとなります。

高崎署管内は北関東有数の経済規模を誇り、かつ、伊香保温泉や磯部温泉といった全国的に知名度の高い温泉地や、榛名山をはじめ豊かな自然にも恵まれた土地であり、義理人情に厚い土地柄と伺っております。このような地に勤務できますことを大変光栄に思っております。前任の江口同様、よろしくお願い申し上げます。

一般社団法人高崎法人会の皆様には、日頃から税務行政に対し、深いご理解と多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴会は、「よき経営者を目指す健全な納税者の団体」として、税に関する各種研修会をはじめ、租税教室への講師派遣や小学生の「税に関する絵はがきコンクール」などを通じ、税知識の普及や納税意識の高揚に努められており、税務行政に携わる私どもといたしまして、大変心強く感じております。

これらはひとえに、横田会長をはじめ、役員の皆様の指導力と会員の皆様のご理解、ご協力の賜物であると、心から敬意を表す次第であります。

さて、昨今の税務行政を取り巻く環境は、社会経済

のグローバル化やデジタル化の進展などに加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく変化しております。

しかし、こうした状況においても、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命は変わりません。この使命を果たし、

納税者の信頼のもとで国の財政を支える組織であるためには、経済社会の変化に柔軟に対応していかなければなりません。私どもの力だけでは自ずと限りがあり、法人会の皆様のお力添えが不可欠であります。

特に、令和5年10月1日からは、消費税のインボイス制度が導入され、本年10月1日から適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されます。このインボイス制度の導入は、多くの皆様に関係するものであり、制度を正しく理解していただくため、引き続き丁寧な周知・広報に取り組みでまいりますので、今後と

もご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、一般社団法人高崎法人会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝、更には各事業のご繁栄を祈念し、着任のあいさつとさせていただきます。

眞木署長略歴

平成27年7月	東京国税局	査察部	査察第十三統括官
平成29年7月	関東信越国税局	調査査察部	査察第一統括官
平成30年7月	佐渡税務署長		
令和元年7月	関東信越国税局	調査査察部	査察総括第一課長

高崎税務署の人事異動

新幹部職員等（法人課税関係）（敬称略）

職 名	氏 名	前 任 署 等
署 長	眞 木 治	関東信越国税局 調査査察部 査察統括一課長
副署長（総務・個人・資産担当）	本 田 哲 也	東京国税局 課税一部資産課税課 課長補佐
副署長（管理・徴収・法人担当）	荻 村 仁	関東信越国税局 課税二部酒類業調整官 長野派遣酒類業調整官
総 務 課 長	丸 山 信 隆	関東信越国税局 課税一部個人課税課 課長補佐
法人課税第一部門統括官	羽生田 英 幸	松本税務署 法人課税一部門 統括調査官
法人課税第一部門法人会担当	山 田 宗 弘	高崎税務署 法人課税一部門 国税調査官

去る7月10日付で高崎税務署の定期人事異動がありましたので、ご案内いたします。

令和4年度

税制改正に関するスローガン

○ポストコロナの経済再生と

財政健全化を目指し、税財政改革の実現を！

○適正な負担と給付の重点化・効率化で、

持続可能な社会保障制度の確立を！

○コロナの影響はまだ残る。深刻な打撃を

受ける中小企業に、実効性のある対策を！

○中小企業にとって事業承継は重要な課題。

本格的な事業承継税制の創設を！

はじめに

我が国経済は新型コロナウイルス感染症の世界的大流行により未曾有ともいえる危機的事態に陥ったが、来年度には流行の収束が見込まれているほか、企業収益をはじめとして経済社会もコロナ前の状態に戻りつつある。このため、ポストコロナに向けた戦略をどう構築し実行していくかが最も問われている。

それにはコロナ禍によってもたらされた問題や課題を冷静に分析し解を見出す必要がある。その意味で最も重要と言えるのは、莫大なコロナ対策費の財源を賄った国債、つまり膨大な借金をどう返済するかであろう。先進国の多くはこうした借金について返済計画の大枠を示しており、我が国も東日本大震災の復興計画などを参考に具体的な方策を早急に策定すべきである。今回のコロナ禍は国際経

済の枠組みにも影響を与えた。その代表例は法人税の国際的な最低税率設定で各国が合意したことだろう。国債の返済財源確保が発端になったわけだが、近年の法人税率引き下げ競争に歯止めをかける意味でも明確な潮流変化と言える。また、喫緊の課題となった温室効果ガス削減を目指す脱炭素化は、産業界にとって重荷であると同時に成長の力ギとなる。急激に拡大する中国のプレゼンスを警戒する米国主導の幅広い対抗戦略が先進各国に波及したのも新しい流れである。我が国もこれを受け、本年の「経済財政運営と改革の基本方針」(骨太の方針2021)で「経済安全保障」という概念を示し、先端技術流出の防止や戦略的物資の供給網強化などを打ち出した。経済界もこうした内外のパラダイム変化を踏まえた対応が求められる時代に入ったといえよう。

また、コロナ禍が長期化した中で、医療界が内包する矛盾も明らかになった。急性期医療の脆弱さや大病院から診療所までの役割分担策の不在、デジタル化の遅れなどである。これを機に医療体制の抜本的な改革が必要であろう。さらに強調したいのは、たとえコロナ禍が収束に向かったとしても、その後遺症は小さくないということである。とくに中小企業は長期にわたってコロナ禍の影響を直接的に受け、対応は限界に達している。地域経済と雇用を担う中小企業が立ち直れなくなれば、我が国経済は土台から揺らぐことになる。税財政や金融面からの実効性ある対策が急務である。

基本的な課題

第一

税・財政改革の

あり方

我が国の税財政改革はコロナ禍によって一時棚上げとなっていたが、来年度には感染が収束に向かうと見込まれていることを踏まえれば、ポストコロナを前提

とした議論に入る段階にきた。その最重要課題はコロナ対策の財源として発行された膨大な国債をどう扱うかである。

そもそも我が国の財政は「中福祉・低負担」という給付と負担の不均衡を主因に先進諸国の中で突出して悪化していた。そこに昨年度から積み増したコロナ対策費を賄う国債という名の借金だけで70兆円を大きく上回る額が加わり、国・地方合わせた長期債務残高は国内総生産(GDP)比で2倍以上の約1,200兆円に達したのである。

膨大なコロナ対策費は先進諸国においても財政を悪化させた。しかし、その借金返済について議論がなされていない日本と違って、米国、英国、ドイツ等では償還財源を含めた大枠の返済計画を示し始めている。

我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう議論が必要である。具体的に言えば、政府保有株売却や復興を目的とした税などで財源を確

保した東日本大震災の復興計画などを参考に一般会計とは区分した特別会計とすることが望ましい。コロナ禍はいわば天災であり、経常的な会計にはなじまないし、その歳出入を明確にして置かねばならないからである。

改めて指摘するまでもないが、我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。コロナ禍の克服は難題ではあるが、早期に解決の道筋をつけ、我が国本来の「中福祉・中負担」を目指した税財政改革によって持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立に取り組まなければならない。

1. 財政健全化に向けて

ポストコロナの財政健全化を考える際に、まず、再認識しておかねばならないのは、財政規律の回復である。未知の新しい感染症に対応するには思い切った財政措置が必要ではあったが、コロナ対策を目的とした三次にわたる昨年度補正

予算をみると、あまりに野放図だったとの批判は免れない。

例えば、大半が政策目的である消費に回らず貯蓄に充てられた一人10万円の特定期間給付金や、カーボンニュートラルに向けた政策の一環という名目で中身も決まらずに積み上げた2兆円の基金、さらに途方もない額を計上した予備費など枚挙にいとまがない。

その挙句が30兆円に上る昨年度予算の繰越額、つまり使い残しである。地方を含めた政府の予算執行能力の低さが背景にあったとはいえ、基本的には財政規律の喪失が原因と言わざるを得ない。今後の財政政策を考えるうえでも厳正な検証が欠かせない。

さて、ポストコロナの財政健全化だが、政府は来年度予算の編成方式についてほぼ平時に戻した。編成スケジュールは例年通りになったし、概算要求基準（シーリング）も復活させた。何より、昨年姿を消した2025年度の基礎的財政収支（プライマリーバランス＝P/B）黒字化という

財政健全化目標が本年の骨太の方針で明確に盛り込まれたのは一応、前向きな変化といえよう。

その黒字化目標について、本年7月に更新された内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」は、予想を大きく上回った昨年度税収などを受け本年1月の試算より2年前倒しして2027年度とした。ただ、これは高い成長率を前提としたケースであり、政府目標の2025年度では依然として2.9兆円、GDP比で0.5%の赤字が残るとしている。

2025年度は団塊の世代がすべて75歳の後期高齢者となる節目の年であり、社会保障給付の急増が見込まれる「2025年問題」と称されている。内閣府試算は新たな税財政改革を想定したものではないし、政府が歳入・歳入の一体改革に本気で取り組めば、2025年度のP/B黒字化は決して達成できない目標ではないことを強調しておきたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

我が国は超高齢化と少子

化が先進国の中で最速のスピードで進展するという深刻な構造問題を抱えている。高齢者人口がピークを迎える2040年には、社会保障給付費が本年度の約130兆円から約190兆円へと大幅に膨張する見込みである。

しかも、目の前の来年度には団塊の世代が後期高齢者に仲間入りし、2025年度にはこの世代すべてが後期高齢者となる。いわゆる医療と介護の給付費の急増が見込まれる「2025年問題」である。

社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。つまり、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないかぎり、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化は達成できない。

社会保障は「自助」「公助」「共助」が基本である。これを踏まえ公平性を確保したうえでその役割と範囲を改めて見直す必要がある。先般の国会では現役世代の保険料負担の上昇を抑

えるため、一定所得以上の後期高齢者の医療費の窓口負担を2割とする医療制度改革関連法が成立したが、年金、介護も含めたさらなる改革が望まれる。

また、コロナ禍で浮き彫りになった医療体制の矛盾も指摘しておかねばならない。先進国の中でトップクラスの入院ベッド数を誇りながら、なぜ医療逼迫が生じたのかなどの問題である。

その背景には急性期医療体制の脆弱さや診療報酬配分の不公平が指摘されている。来年度は2年に一度の診療報酬（本体）の改定年にあたる。これを機に、次なる新型感染症が発生した場合に備える意味でも、既得権益を排した抜本的な医療制度改革の議論を開始する必要がある。

(1)年金については、「マクロ経済スライド」の厳格対応、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。(2)医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制

改革を行う必要がある。
令和4年度は診療報酬の改定年となるが、給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。

(4) 生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過

度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

新型コロナウイルスの影響が長期化したことにより、国民の社会経済活動は甚大な打撃を受けた。このため、的確な対策を取れなかった国や自治体に対する国民の不満と不信感は極度に高まっている。とりわけ、省庁間など政府内での意思疎通の欠如や地方との情報交換の混乱は顕著だった。

そうした意味でデジタル庁の創設は省庁や自治体ごとに異なる情報システムを連携させるうえで必要だといえよう。しかし、これまでも地方を含む政府はIT化による行政の効率化を目指してきたが、期待する効果はあがらず掛け声倒れに終わっている。官僚組織は常に肥大化するといわれている。国民はデジタル庁が大きな政府につながらないよう、常にチェックを欠かしてはならない。

そして、地方を含めた政府・議会は「まず隗より始

めよ」の精神に基づき自ら身を削り、以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

4. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとはいえない。特別定額給付金の支給やワクチン接種などのコロナ対策でみられた混乱は、同制度が活用されなかった証左でもある。政府は制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

本年5月には官民のデジタル化を推進する関連法が成立した。マイナンバーと銀行口座がヒモ付けられるようになるが、これはあくまでも任意であり前述した特別定額給付金を含め様々な給付金支給業務の迅速化にどこまで有効かは不透明である。本年3月に予定していたマイナンバーカードの健康保険証としての利用も先送

りされるなど、その機能は依然として限定的である。

マイナンバーカード普及促進には、いかに利便性を高め身近な制度にするかが重要である。各種行政サービスの手続きのワンストップ化、さらに、e-Taxやe-LTAXを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化もカード普及に有効であろう。

一方で、制度の運用に当たっては、年金情報流出問題などを踏まえ、個人情報保護の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護などが担保される措置を講じるとともに、コスト意識を徹底することが重要である。同制度はあくまで国民が信用できるかどうか前提であり、これなしには成り立たないからである。

また、社会保障と税、災害対策となっている利用範囲をどこまで広げるかは、今後の重要課題であり、広範な国民的議論が必要であろう。

5. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっ

ては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

第二

経済活性化と中小企業対策

我が国経済は新型コロナウイルスの感染拡大により甚大な打撃を受けたが、企業収益全体は昨年度を底に回復傾向にある。ただ、それは一部で「K字型回復」とも呼ばれているように、コロナ禍がプラスに作用した業界と壊滅的な打撃を受けた業界に二極化する形となった。

来年度はコロナ禍も収束に向かい、「ポストコロナ経済」へ移行していくとみられている。政府は「骨太

の方針2021」で、先進各国の後塵を拝しているデジタル化や世界的な潮流に遅れを取っている脱炭素化を柱に掲げ、成長と構造転換を図る考えを打ち出した。その方向性は理解できるが、もっと具体的な工程を早急に示すべきだろう。

骨太の方針はまた、経済だけでなく香港などの政治問題を含めて急激にプレゼンスを拡大する中国を念頭に置いた「経済安全保障」という概念を打ち出した。これは米中摩擦が激化する中で、主要先進国が合意した「共通の価値観」に基づいたもので、先端技術の流出防止策や半導体、レアアースなど戦略物資の供給網強化を目的としている。経済界も単なるビジネスだけを考えていれば良いという時代ではなくなったとされる。

法人税の国際的な最低税率設定の合意も大きな環境変化である。想定される税率は「15%以上」と我が国のそれを大きく下回っていることから直接的な影響はないとみられるが、近年続いてきた法人税率引き下げ

競争に歯止めがかかるという意味では極めて重要である。

この議論を主導してきた米国の直接的な動機は、法人税の増税によるコロナ対策財源の確保にあった。ただ、かねてから欧州連合(EU)内では税率引き下げ競争の行き過ぎが指摘されていたし、税率引き下げが投資を促して逆に税収が増えるという「法人税パラドックス(逆説)論」が説得力を失っていることも背景になったとみられる。

また、地域経済と雇用を担う中小企業がコロナ禍により深刻な打撃を受けていることを忘れてはならない。とりわけ給付金や協力金の支給に遅延が生じたことは大問題であり、政府、自治体の責任は極めて重い。改めてこうした業務の迅速化と実効性の確保を求めたい。これまでの課題である事業承継税制の抜本的な改革や、消費税の「適格請求書等保存方式」導入についても中小企業の事務負担を軽減する弾力的な対応が欠かせない。

1. 新型コロナウイルスへの対応

コロナ禍はすでに二年近くにわたっており、資金力の弱い中小企業の場合は限界に達している。その対策として持続化給付金等の支援措置が講じられたものの、不正受給の発生や、給付金の支給遅延等が生じるなど、さまざまな問題が表面化した。国、地方ともこうした事態に直面するのが初めてとはいえ、その対応は杜撰の誹りを免れまい。中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献している。いわば経済社会の土台ともいえる存在であり、これが立ち行かなくなれば、経済全体にとっても取り返しのでない事態に陥る。政府と自治体は複雑で多岐にわたるコロナ対策の周知・広報を徹底するとともに、申請手続きの簡便化やスピーディーな給付を行う、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む

必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

すでに指摘したように、中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。近年はコロナ禍だけでなく、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増している。そうした中でその存在感を示すことができるような税制の確立が求められる。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資す

る措置は、制度を拡充したうえで本則化すべきである。

(3) 中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(生産性向上特別措置法)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度

は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう措置を求める。

4. 消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対

策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となつていく。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(2) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

(3) 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、本年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。新型コロナウイルスは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらしており、さらなる事務負担を求めれば休廃業を加速することになりかねない。現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。

第三

地方のあり方

今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さや行政組織間の意思疎通不足、病院間の特性に応じた役割分担がなされていなかったことが浮き彫りとなった。これを機に、緊急時の医療体制を整備する必要があるが、そのためには国と地方、さらに自治体間の情報共有が不可欠であり、改めて広域行政の必要性を強調しておきたい。

コロナ禍はまた、東京一極集中のリスクも浮き彫りにし、テレワークの拡大等により地方への転出が増加する傾向も見られた。しかし、その規模は極めて小さく地方の活性化を促す原動力にはなり得まい。やはり、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。

その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精

神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。コロナ対策費用についても、地方よりはるかに財政が悪化している国に依存するだけでは自らの責任を果たしているとは言えない。

「ふるさと納税制度」については、あたかも地方の活性化と財源確保の切り札であるかのような議論も見受けられるが、依然として返礼品に頼る安易さが指摘されている。そもそも住民税はあくまで居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとされる。少なくとも納税先を納税者の出身自治体に限定するなどのさらなる見直しが必要である。

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも



企業のために、
経営者とともに。

大同生命は、「企業保障のエキスパート」として、
今後も「加入者本位」「堅実経営」という創業時からの基本理念を守り、
「最高の安心」と「最大の満足」をお届けできる会社であり続けられるよう、
経営者のみなさまとともに歩んでまいります。

DATO 大同生命保険株式会社

群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5
(大同生命前橋ビル4F)
TEL 027-223-5260

- 重要と認識すべきである。
- (2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレース指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会では、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の

第四

震災復興

一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間で「第2期復興・創生期間」と位置付け、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期することとしている。そのためにはこれまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。

また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある

第五

その他

1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税の基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

2. 環境問題に対する税制上の対応

政府は2050年までに温室効果ガスを実質的にゼロにする「カーボンニュートラルの実現」を目指し、その中間に位置する2030年に「46%削減（2013年度比）」との目標を国際公約として打ち出してい

る。これに対する税制上の措置については様々な議論があり流動的である。欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われる必要がある。

3. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税の適正な納付はもちろんのこと、その使途についても厳しく監視することが極めて重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

※令和4年度税制改正に関する提言より抜粋。全文については高崎法人会HPをご覧ください。

URL: <http://www.takasaki-hojinkai.com>

経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!



法人会のビジネスガード
Business Guard Series

AIG損害保険株式会社 群馬支店 TEL. 027-223-5771

会社で入る
医療補償

ハイパーメディカル

業務災害総合保険 疾病入院医療費用保険金・疾病入院医療保険金 等セット

政府労災の
上乗せ補償

ハイパー任意労災

業務災害総合保険 地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

B-152291 2020-01

コロナに打ち勝つ
経営に直結した
原価改善活動
を実践しよう！

未来事業㈱執行役員・上級コンサルタント 石黒 和男

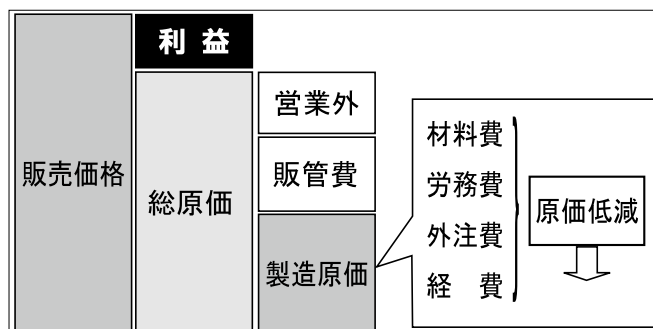
原価改善活動の必要性

今までは、「初めに売上ありき」というように、先ず売上があって、次に原価があり、そして、その結果である利益を追い求めた時代でした。

今や、売上を増やさず、利益を確保する「初めに利益ありき」の発想を持つことが重要です。

やり方は、企業として最低これだけは必要という利

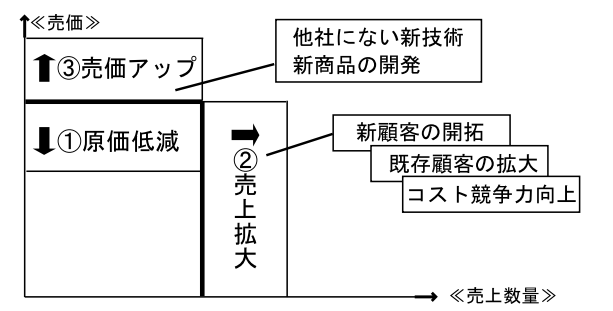
益をはじき出し、その結果、「売上から利益を差し引いた原価がこれだけある、だからこれだけの原価でもものをつくる」という考えで、原価低減を行えば、利益確保ができます。



これからの原価低減は、①いかにして材料費を下げるか、②労働効率を向上させて労務費を下げるか、③外注費をどのようにして下げるか、④経費をどのようにして削減するかにかかっています。

利益を上げる3つの方法

- ①原価低減は内部努力でコントロール可能。
- ②売上拡大、③売上アップは外部要因（市場、顧客）が強く、内部努力だけでは難しい



原価低減はすぐできる

利益向上の方法として挙げられるのは、「売上拡大」と「売価アップ」及び「原価低減」の3つです。（図）

売上げを拡大していくのには、新規顧客の開拓やリピーター客の確保などあらゆる方法で攻めていかなければ達成できません。

まして、売価アップは、よほど他社との差別化がないと、外部要因に押されて難しいものがあります。

でも、あきらめることは

ありません。原価低減は、内部努力でできます。原価が下れば、利益を生み出すことが可能です。

原価低減する方法

1) 材料費を削減するポイント

材料費は、原価の40～60%を占めるといわれています。原価の中で一番大きな比率を占める材料費の削減は、利益を増やすためのポイントとして挙げられます。

この費用を抑えることができれば、原価の低減につながります。

2) 労務費を削減するポイント

材料取りを改善して、歩留まり向上を図りロスを少なくする

④材料の再設計：形状、構造、加工方法の変更および材料の変更を検討する

⑤不在在庫を減らす：材料の不要な在庫が発生しないように在庫管理の徹底をはかる

- ①材料の仕入れ：定期的な複数の仕入れ先へ相見積りを取り、仕入れコストの削減を行う
- ②計画発注：少量生産・発注によるロス防止のため、何ロットかまとめて発注する
- ③歩留まりの向上：

労務費を削減させるためには、労働効率を向上させることが最も重要なことです。

そのためには、生産能率や稼働率のアップを図ることがポイントになります。

さらに、労働効率は下の式で表すことができます。

労働効率を向上させるためのポイントとして次の項目が挙げられます。

①作業バランスをとる：作業時間、工程間の作業時間のばらつきを少なくす

$$\text{労働効率} = \text{生産能率} \times \text{稼働率}$$

$$\text{材料費} = \text{材料の単価} \times \text{材料の使用量}$$

るよう作業バランスを取る

②作業段取りの充実：
モデルの切りかえをスムーズに行なえるように事前の段取りを行う

③物流の改善：
資材や仕掛品のない停滯が発生しないように生産現場の物流を改善をはかる

④歩留り向上：
現場における品質に起因するロスを削減する。工程品質の改善を進める

⑤治工具・設備対応：
作業を合理化するためできるだけ治具を作成し使用する

⑥作業標準化と教育：
作業レベルの積上げを図るために作業標準の作成や作業教育を行う

⑦多能工化：
いくつかの作業ができるような作業教育を行い、全体のバランスがとれるようにする

3) 外注費を削減するポイント

外注費は、企業が他の企業に支払う費用のこと、会社の業務の一部を外部業者へ出した場合に発生する費用をいいます。

外注管理のやり方ひとつで、利益が大きく変わります。外注費削減のポイント、次の項目が挙げられます。

①相見積りを取る：
少なくとも3社からの見積りを取る。

②V A (価値分析) 設計の実行：
単なるコストダウンにとどめるのではなく、機能を低下させないで、コストダウン設計や生産設計をする

③見積り方法の改善：
業界によって、見積り最小単位が感覚的に1万円クラスの可能性がある。1円単位を基準にすることで、コストに対する姿勢が違ってくる

④取引業者の入替え・新規開拓：
これまでの付き合いやいささかで取引している場合が多い。明確なコストダウン要求して、対応が満足でない場合には、取引業者の変更や新規業者の導入を図る

⑤内製化：
社内における生産効率を高めることによって、内製率を向上させて付加価値を高める

⑥経費を削減するポイント

経費には、電気・水道代・ガスなどのエネルギー費や消耗品費・運送費・修繕費などのように、現場の改善・工夫で削減ができる

賃借料・保険料・建物や機械の減価償却などのように固定されているものがあります。

$$\text{外注費} = \text{材料費} + \text{加工費} + \text{経費}$$

経費削減のやり方を次に示します。

①経費の金額表示：
使っている経費の損失を誰が見ても簡単に分かるように、金額で表示して、ムダ意識の徹底を図る

②物流費を見直す：
車の積載率の向上と配送経路の効率化や配車手順の効率の良い段取りを行う

③電気・水道：
LEDに変更、古い空調設備の見直しを行う。節水弁の設置をして、一定の水道量を確保する

④スピーディーに効果を上げる

経営においては、いかに環境変化にスピーディーに対応していくかが重要です。

原価低減活動をやるのに、時間はかけられません。時間そのものが、コストだからです。

トップダウンでできるだけ早く原価低減効果を上げることが求められています。

(2) トップダウンで強力に進める

経費の金額表示
ムダ意識の徹底！

原価低減を成功させるには

(1) スピーディーに効果を上げる

経営においては、いかに環境変化にスピーディーに対応していくかが重要です。

原価低減活動をやるのに、時間はかけられません。時間そのものが、コストだからです。

トップダウンでできるだけ早く原価低減効果を上げることが求められています。

(2) トップダウンで強力に進める

原価低減活動を展開するにあたっては、経営トップの強力なリーダーシップのもと、活動の方針・目標・目的を明確にし、周知徹底をはかることが重要です。

(3) 全員参加でアイデアを出していく

原価低減活動は単なる改善活動ではなく、全員参加

の組織的かつ継続的な活動でなければなりません。

コスト競争に打ち勝ち、生き残っていくためには、個々の担当者による部門単位の取り組みではなく、組織の壁を打ち破った全員参加により、アイデアを出していくことが必要です。

最後に

コロナ時代を生き抜くための会社の経営の力は、いわゆる「粗利」すなわち売上総利益です。この売上総利益を決めるものが原価低減であり、原価は重要なファクターといえます。

企業の盛衰ならびに死命を制するのは、この原価低減にかかっていると云っても過言ではありません。

特に、原価低減は自助努力すること、達成が可能です。この原価低減活動は全社員、全部門が協力して取り組んで初めて成果が上がりえます。

皆様の会社が「経営に直結した原価改善活動」を実践して、利益向上の一助になれば幸いです。



経営コンサルタント
小木 孝則

コロナ禍の中で、ビジネスシーンでのオンライン化が進展しつつあります。

政府が感染症防止の観点から、オンラインシステム構築費用に補助金を交付する支援策を講じたこともあり、これから一段と浸透・定着し、ビジネスの形が一変する時代ともいえます。

そうしたオンライン化の時代、商談・社内コミュニケーションなど、ますます伝え方・話し方の重要性が増してきます。

取りも直さず、限られた時間の中で、何を話したか、何が伝わったか、相手の心を動かしたかが大事であり、成功するキーポイントとなつてきます。

相手との良好な関係づくりとコミュニケーションを

論を自分自身で常に把握しておく

……商談では購入への動機づけとなるように、相手にとってどうメリットがあるのか、提案する立場の結論をしっかりと押さえて臨みます。

話に夢中になりすぎて、結局、何が言いたかったのか分らないということのないように心掛けてください。

……相手に時間的制約があります。ダラダラと長い時間を要したのでは、逆効果です。

まず、相手が確保できる時間を聞き、限られた時間での話の組み立てをすることが大事です。

……相手の不満や不信を払うための質疑応答の時間をとることも忘れないでください。一方的に説明して終わり、では相手の満足は得られません。

は効果が高まる

……相手の心を動かす上では、実体験や自分で感じたことを伝えることで効果は高まりますし、説得力もあります。自分の言葉で活き活きと話ししましょう。

……丁寧な言葉遣いは話す人の品格を伝えますし、好印象を与えることにもなります。

……丁寧な言葉遣いは話す人の品格を伝えますし、好印象を与えることにもなります。

……購入の決定権を持つている人が主役です。その主役に体を向けて、きちんと誠実に話すことが大事で、より一層こちらの誠意が伝わりやすくなります。

……落ち着かない態度は相手に信頼感を失わせてしまいます。日頃から話をする際に、自分がどんな癖を持っているのかを把握し、気を付けて臨む事です。

……資料を見るのは3割、7割は相手を見て話す

……資料を見ながら下を向いたまま話をしたのでは、こちらが本当に伝えたいことがなかなか相手に伝わりませんし、説得力を欠いてしまいます。

相手に自信のなさを伝えることにもなります。

……購入の決定権を持つている人が主役です。その主役に体を向けて、きちんと誠実に話すことが大事で、より一層こちらの誠意が伝わりやすくなります。

最後に、コミュニケーションにおける主導権は受信者側にあることを忘れずに臨んで下さい。

……相手の理解し納得できるように、相手に合わせて、わかりやすい言葉で話しているかが成功の鍵を握っているのです。

……相手の理解し納得できるように、相手に合わせて、わかりやすい言葉で話しているかが成功の鍵を握っているのです。

……相手の理解し納得できるように、相手に合わせて、わかりやすい言葉で話しているかが成功の鍵を握っているのです。

朝、起き抜けに飲む コップ一杯の水の様々な効能

医療ジャーナリスト 大谷 克弥

新陳代謝を促し、便秘の解消にも大きな役割を

朝が来て目が覚めたら真っ先にコップ一杯の水を飲みなさい、と父や母からしつけられて育った人は、

かなり多いのではないのでしょうか。家訓と言うのは少しオーバーにしても、古くから多くの家庭で、「忘れてはいけないよ」と親から子に脈々と伝わった「健康に生きていくための慣行」だったと思われる。自分の健康を守ることが、

人間の体とは不思議なもので、体重の約3分の1は水分が占めています。日常的には1日に約2リットルの水分を飲み物や食べ物から体内に取り入れ、ほぼ同量の水分を小水や汗とし

て体外に送り出しています。そして重要なのは、夜になって眠っている時も水分は皮膚から排出を続けていることです。

もうお分かりでしょうが、朝の起き抜けの水は何よりも夜に失った水分の補給であることです。早い話、水分が不足すると便は硬くなり詰まりますから、効能の第一番に便秘の解消が挙げられています。これは子供でも理解できるでしょう。

そして同時に、朝の水は腸の動きを活発にする働きをします。皆さんは「腸の蠕動（ぜんどう）」という言葉をご存じでしょうか。

食べ物のカスは、腸が収縮を繰り返すことよって腸内を通過し、肛門から排出されますが、その動きは虫がうごめくのと似ているので、そう呼ばれるようになりました。そこで知って欲

しいのは、朝の水は蠕動の活発化を促すことです。朝起きてすぐ、というタイミングが大切なのです。

さらに一日の始まりの朝に飲む水は、体内の新陳代謝も促し、自律神経を整えます。新陳代謝とは古いものが新しいものに交代することですが、人間で言えば細胞が若返ることです。それと朝は精神的に爽やかさをもたらします。子供の頃に馴染んだ「朝だ朝だよ」で始まる「朝だ元気で」の歌は、一杯の水の付加によって、より強固に元気づけてくれるはずです。

朝だけでなく、寝る前にコップ一杯の水を激奨する説も

朝の水は一般庶民の日常生活の中から生まれ、伝承されてきた健康の知恵と言えますが、「怖い病気を防ぐために是非とも就寝前にもコップ一杯の水を飲むように」と、予防医学の立場から力説している医師がいます。寄生虫の研究者として世界で知らない人はいないと言われる免疫学者の藤田紘一郎・東京医科歯科大名誉教授です。なぜ寝る前

にも必要かと言うと、人間は睡眠中に大量の汗をかくて水分を失い、明け方に致死率の高い脳梗塞、心筋梗塞を発症するケースが非常に多いからです。

先生によると、人間が就寝中に失う水分は、皮膚からの汗のほか呼吸による水分の放出も加えると、一晩で約500ミリリットル、多い時は1リットルにも及びます。これだけ減れば朝までに体はカラカラ、血液はドロドロになり、ドロドロ口血が脳で詰まれば脳梗塞、心臓で詰まれば心筋梗塞を引き起こします。

しかし、血液のドロドロ化が明け方の何時ごろ起きるかとは分かっていません。ですから夜中のいつでもいいように、就寝前に予防の水が必要なのです。そこで先生は「寝る前の一杯の水は宝水、目覚めの水は生命の源」と、極めて分かりやすいフレーズで、水分の補給は夜と朝に欠かせないと説きます。

これに対し、主旨は理解できても夜中にトイレで起きるのは辛いから寝る前の水は勘弁して、という人が多くいます。それに対し先

生は「脳梗塞や心筋梗塞になつて死んだり寝たきりになつたりすることに比べると、トイレに起きるくらいは何ですか」と反論します。「宝水」とは生をつなぐ水のこと。生きるかトイレか、これは個々の判断に任せるしかありません。

さて飲み水と言えば昔は井戸水で一本化していましたが、現在は水道水を別格にミネラルウォーター、天然水、海洋深層水など市販品も多く出回っています。また同じ地下水でもWHO（世界保健機関）の規定でカルシウムやマグネシウムの含有量の多いものは硬水、少ないものは軟水と分けられます。日本の水はほんの一部を除いて、飲みやすいと言われる軟水で、水道水も同じです。ただ水道水はカルキ臭いと苦手な人は、前日に沸騰させて白湯にして、常温で飲んでいくように。硬水は少なく、北欧産の天然水がそうと思つていいでしょう。朝の水は体を引き締めたからか、冬でも冷水が好まれていきます。夜の水は、アルカリ性の軟水、常温が先生のお勧めです。

東芝の迷走



ジャーナリスト 大津 彬裕

創立146年、経団連の中でも名門中の名門である「東芝」の経営が迷走を続けている。

東芝は、2020年に施行された改正外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき、国の安全保障の観点から特に重要な原子力や軍事技術などを持つ「コア業種」に指定されている。これに該当する日本企業の株式を海外投資家が1%以上取得する場合、原則として国への事前の届け出が義務づけられている。

その東芝が4月7日、英国の投資ファンド「CVC キヤピタル・パートナーズ」から買収に向けた提案を受けたと発表した。このファ

ンドは投資家から資金を集めて未公開株式などに投資、上場や企業価値を向上させて売却することで利益を得る投資ファンドで、1981年に英国で設立された世界的大手だ。運用規模は1178億ドル（約13兆円）。欧米を中心に日本を含めて世界に23拠点がある。日本法人は2003年に設立。外食大手「すかいらーく」に投資、今年2月には資生堂からヘアケアの「TSUBAKI（ツバキ）」男性向けの「UNO（ウノ）」といったブランドを含む日用品事業を1600億円で買収することを決めている。

CVC日本法人会長が

東芝の会長CEOに

東芝は子会社の米原子力会社が2016年に経営破綻、5000億円超の債務超過に陥り、2017年に東証1部から2部に降格した。その後、約60もの海外投資家が約6000億円の増資を引き受け、後に買収を提案することになるCVCの日本法人会長だった車谷暢昭会長が2018年4月に東芝の会長兼CEOに就任、5年間で7000人規模の人員削減を表明したことにより債務超過は解消し、2021年1月に東証1部に3年半ぶりに復帰できたものの、海外ファンドなどいわゆる「物言う株主」との対立が生じた。

取締役人事や経営戦略をめぐる対立もある。4月初旬、取締役12人のうち10人が社外、そのうち4人はファンド出身（読売新聞）だった。

CVCが4月18日、買収

提案から事実上、撤退、2020年7月31日の定時株主総会では取締役選任で賛成が約57%にとどまっていた車谷氏も、これに先立つ14日朝、辞意を伝えていた。東芝はどうなるのか。現時点では予断を許さない。



「生きる」を創る。

Aflac



法人会がん保険制度
法人会医療保険制度



アフラックは、1983年より

「法人会福利厚生制度」を受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。
お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。
アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。

〈引受保険会社〉

アフラック

群馬支社

〒370-0841 高崎市栄町16-11
高崎イーストタワー13F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

“ピンチ”と“クレーム”

(株)アルティスタ人材開発研究所 代表 玄間千映子

先日北海道新聞で、「クレームこそ、好機」という言葉を知った。厚岸観光協会で現在活躍中の安藤事務局長さんの座右の銘とのことだが、「ピンチは、チャンス」という言葉よりも、こちらの方がいい標語になりそうだ。そこで、これを材料に仕事の仕方を眺めてみる。

そもそも「ピンチ」と「クレーム」では、トラブルに関わる者が違う。「ピンチ」は自分だけが「クレーム」にはクレームを持ち込む相手と自分の2者がいる。トラブルに見舞われている状況は同じでも、その関わる者の違いは解に臨む姿勢に現れる。

「ピンチ」では、追い詰められるのは「自分」だ

け。そのため打開策は「自分さえ回避できれば…」程度のものでも済んでしまう。ところが「クレーム」の方は、そうはいかない。こちらが提示する策を相手が受け止めてくれなければ、打開策とはならないのだ。

問題解決の糸口は、ひとえにクレームを発する相手の側が握っているから、なぜクレームが出てくるのか、その背景をじっくりと探らねば解にはなれない。「ピンチは、チャンス」では得られない、この場面のあることが「クレームこそ、好機」の標語の力の見せどころ。

すると日頃は見過ごしがちな、こちらの落ち度や深層にある相手の欲求も浮か

んでくる。それが感じ取れたら、すかさずこれに対応する。この時、相手と対応する時の姿勢で一番大事なことは、相手も人間だということ。応対の入り口看板上に掲げるのは、「誠心誠意」と心がけよう。

誠心誠意の見せ方で大事なことは、相手の真の苦情に寄り添う姿勢だと思う。人間、拳を振り上げるときに先走っているのは感情だ。その感情の始末、落としどころまで考えて拳を振り上げることは少ないもの。単に謝るといわずでなく、拳のおろしどころを探り、提案し、相手との信頼関係を太くすることだけを、まずは考えて応対しよう。するとそれはリピーター獲得の入り口へと、変えることができる。人生、逃げ回れるほど長くはない。

縮んだ取引関係を切らせず太いものにしていくには、「クレーム」対応ひとつについてもこんな心掛けも必要なのではないかと思うのだが、この収縮状態だ

けに目を当てると、少子化により発現するといわれている経済活動の縮小とも通じてくる。

都会ではリヤカーによる移動店舗がはやってきているとも漏れ聞く。SNSなどで移動先を入れておくと、そこに客が集まってくるそう。商機は価格差もあるだろうが、やはり人間には信頼関係前提スタイルが強いように思う。

そういえばルート営業の元祖、「御用聞き」はどの業種でもやっていた。価格競争の通販では手薄になりがちな「信頼関係」構築に力を入れたやり方だ。

在宅勤務時の勤務管理とか健康管理等々、コロナ禍で改めて認識させられた管理課題も多いと思うが、現在はこの業界もコロナで縮んでいる。強引に経済活動を縮小することになったコロナ禍をテコにし、次の課題の少子化現象を乗り切るヒントを得るためにも、「クレーム」に向き合う姿勢を鍛えておこう。

さあ、保険の新たな元へ。
T&D 保険グループ

安心できると、
新しい未来が見えてくる。

37万社の中小企業を支える責任。

DAIICHI 大同生命

群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5(大同生命前橋ビル4F) TEL 027-223-5260



ボークス
2004年設立

優良法人特別部会

「優良申告法人制度」

優良申告法人制度とは、全国各地の税務署が管轄し、税務調査を行う法人（一般的に資本金が1億円未満）のうち、その申告内容などが過去数年間にわたって良好である法人を税務署が表敬する制度のことです。

優良申告法人の選定期間は税務署により異なりますが、選定は毎年行われます。

「優良法人特別部会」

優良法人特別部会は、高崎税務署管内の約一万社の中で、過去に税務署より優良申告法人制度に基づき「優良申告法人」として高崎税務署より表敬を受けた法人（現在81社）で組織する会です。

優良法人特別部会からのお知らせ

税務署から、初めて優良申告法人の表敬をお受けになられた際は、お手数とは存じますが、一般社団法人高崎法人会優良法人特別部会事務局までお知らせください。

また、優良法人特別部会へご加入いただければ幸いです。

（電話027-1363-4526）

女性部会

第12回

税に関する絵はがきコンクール

応募作品の展示を渋川中央公民館にて行いました。税に対する新鮮な発想や豊かな個性の作品が多くありました。

このコンクールは、小学校六年生を対象に「税の大切さ」や「税の果たす役割」について学んでもらい、より理解を深めてもらうことを目的に毎年開催しています。

次代を担う子供たちに「税金」で明るい未来が訪れることを願っています。



今後の行事予定

◆創立30周年記念事業◆

日時 令和3年11月9日(火)
場所 ホテルグランビュー高崎
記念講演会

講師 群馬県立女子大学
学長 小林良江氏

青年部会

租税教室

小学校の学習指導要領の改訂により、税の学習が一学期になった事を受け、租税教室も一学期に開催を希望する小学校が増えました。

ところが、コロナ禍の影響で、2学期以降開催への変更や、昨年ほどではありませんが開催中止となる学校も出ております。

例年、高崎法人会青年部会では管内小学校全88校の内、40校程を担当しておりましたが、昨年度につき本年度についても、受け入れ学校側が緊急事態宣言や県の警戒度レベルを考慮しながら実施を決定しているため予定が流動的に決定していく状況です。

なかなか予定をお知らせできないうえ、各支部長様をはじめ部会員の皆様もご多忙とは存じますが、講師・アシスタントとしてご協力の程よろしくお願いいたします。



▲吉岡町立駒寄小学校での租税教室の様子



HAKODA GROUP OFFICE

先を見る 先を見せる会計事務所グループを目指す

箱田税務会計事務所

法人、個人の税務申告・相続税申告

有限会社ハコダ先見経営

MAS監査サービス 5カ年計画・単年度計画・予算管理

群馬県高崎市新保町163番地 TEL 027-360-5550 URL: <http://www.hakoda-group.com/>

高崎

高崎地区会の各支部で 今後の事業計画等について 役員会が開かれます

高崎地区会では、例年9月に各支部にて役員会を開催しておりますが、今年度は緊急事態宣言延期の影響もあり、中止もしくは、10月以降での昼開催となりました。

会議では、昨今の特殊な状況下での、事業実施のあり方や、会員増強の方法などが議題となります。

【高崎地区会17支部図】



法人会の税務テキストのご紹介

法人会では研修会等で使用するテキストを発刊しています。このテキスト類は研修会や説明会で皆様に無料でご提供させていただいております。

研修会にご参加いただけない場合、各地区会の事務局にて無料でお渡しすることもできます。ご入用の際は、法人会の各事務局へご連絡ください。なお、数に限りがございます。



赤城

敷島のキンメイチク

敷島のキンメイチクは、赤城町津久田の八幡宮境内に約100本ある竹林であり、昭和28年11月14日に国指定天然記念物に指定されました。

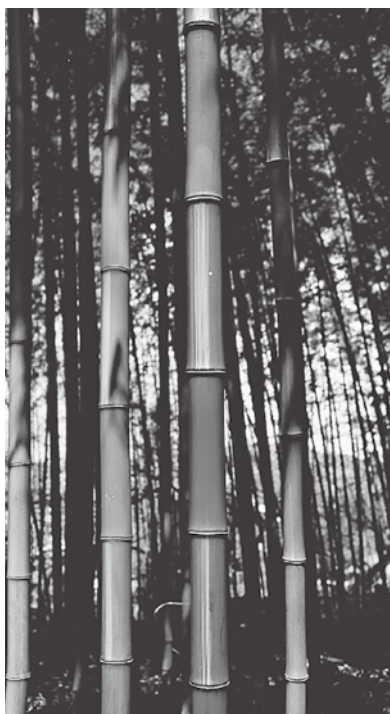
キンメイチク（金明竹）はマダケ（真竹）の変種で別名メジロタケともいい、緑色の部分と黄金色の部分とが節ごとに交互に縦縞となって現れています。雨に洗われた後など、緑と黄金色のコントラストが夕日に映えて美しく輝いています。

コンクリートで囲われた枠いっぱい約100本が

自生し、稈の周囲も10センチから25センチに及ぶものが多いことも特徴のひとつです。

昭和43年より群馬県全域に発生したタケの開花により、県内他所の竹林同様に敷島のキンメイチクも枯れはじめ一時は枯死するのではないかと危ぶまれましたが、人々の手厚い管理によってよみがえりました。

渋川市赤城地域へお越しの際にはぜひ足を運んでみてください（資料…敷島キンメイチクの写真…渋川市教育委員会より借用）。



幸せと
安心の
未来を



IDA
LIFE

あなたと共に創る。

Affac
アフラックサービスショップ

保険のことなら
なんでも気軽に相談ください！
オンライン相談も承っております！

本店 高崎飯塚店
〒370-0069 群馬県高崎市飯塚町469-2
TEL 027-361-8431 FAX 027-361-8455

前橋支店 前橋駒形店
〒379-2122 群馬県前橋市駒形町1128-1
TEL 027-361-8431 FAX 027-212-2919

【共通フリーダイヤル】 あふらっく い〜な
☎ 0120-0269-17
【受付時間】月曜～土曜 9:00～17:00 【定休日】日曜・祝祭日

〈募集代理店〉
株式会社 井田ライフ保険
https://idalife.co.jp



箕 郷

会員企業紹介

有限会社 マウントクック



代表取締役
村上 悟

一、所在地

高崎市箕郷町上芝八三〇一四
TEL 〇二七―三七―一六二一四

二、事業概要・会社PR

弊社では、豊富なランチメニューが特徴で、牛や豚、鶏といった肉料理から魚料理やパスタ等のランチメニューを取り揃えております。

中でも弊社の代表料理



三、経営理念

弊社は創業以来、料理人が真心を込めて作る料理とお客様に満足していただけるような温かみのある接客をモットーに、日々、精進してまいりました。今後も引き続き、お客様に寄り添った経営姿勢を貫き、お客様の笑顔で溢れる店舗づくりに努めてまいります。



店舗外観

榛 東

会員企業紹介

南榛工業 株式会社

代表取締役

南 篤

一、所在地

北群馬郡榛東村
大字広馬場二五一六
TEL 〇二七九―五四―四二〇一
URL <https://nansin-kk.co.jp>

二、事業概要・会社PR

昭和55年創業以来、建設事業を営んでいます。公共土木・建築工事、各種民間建設工事の施工・管理を本業としております。また、近年激甚化している様々な災害対応に機動力を持つて対応しています。

これからも、末永く地



完成工事現場写真

三、経営理念

・心にふれる最高のものづくり。
・地域社会に広く貢献する。
・豊かな毎日を分かち合う企業となる。



社屋外観

「生きる」を創る。

Aflac



法人会がん保険制度
法人会医療保険制度



アフラックは、1983年より

「法人会福利厚生制度」を受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。

〈引受保険会社〉

アフラック

群馬支社

〒370-0841 高崎市栄町16-11
高崎イーストタワー13F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

子 持

会員企業紹介

株式会社 兵藤工務店

代表取締役

兵藤 和男

一、所在地

・本社

渋川市中郷四四二番地

TEL 〇二七九一五三一四一八一

FAX 〇二七九一五三一四二八二

二、事業概要・会社PR

株式会社兵藤工務店

は、群馬県渋川市の会社です。総合建設業・専門工事業(型枠工事)を営んでおり、ISO9001を取得しております。当社は、逆打ち工法とよばれる特殊な地下階の構築工法技術を有しております。逆打ち工法とは、2種類に大別される方法の1つで、超高層建物を造る際によく用いられます。当社は逆打ち工法技術を活かし、虎ノ門ヒルズの建築に携わりました。他にも多くの実績があり施工実績をホームページで紹介しております。

三、経営理念

誠実なる施工をもって地域の発展に寄与する。

品質方針

①顧客要求事項の厳守

②経営資源の確保と活用

③品質マネジメントシステムの継続的改善

④啓蒙活動の推進

株式会社兵藤工務店

は、誠実なる施工をもって顧客の満足する品質の工事を提供し、地域社会に貢献する事で、会社の存続と発展を目指します。



吉 井

会員企業紹介

三友精機 株式会社

代表取締役

宮崎 喜一

一、所在地

高崎市吉井町

小串三〇五一

TEL 〇二七―三八七―九三三四

URL <https://san'yuseiki.com/>

二、事業概要・会社PR

当社は昭和61年に設立

し、電子部品製造装置や航空宇宙分野、事務機器

など様々な業種の部品加工や治具製作、組立など

を行っています。

ここ数年、公設研究機関や大学との共同研究・

関や大学との共同研究・



PCD(多結晶ダイヤモンド)ドリル

三、経営理念

近年めまぐるしく変わる高度情報化社会や技術革新の中で、お客様の声に耳を傾け、お客様の難易度の高い技術に貢献していきます。また、「ものづくり」の大切さやおもしろさを従業員一同と追及してまいります。

近年めまぐるしく変わる高度情報化社会や技術革新の中で、お客様の声に耳を傾け、お客様の難易度の高い技術に貢献していきます。また、「ものづくり」の大切さやおもしろさを従業員一同と追及してまいります。



工場外観

経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!



法人会のビジネスガード
Business Guard Series

AIG損害保険株式会社 群馬支店 TEL. 027-223-5771

会社で入る
医療補償

ハイパーメディカル

業務災害総合保険 疾病入院医療費用保険金・疾病入院医療保険金 等セット

政府労災の
上乗せ補償

ハイパー任意労災

業務災害総合保険 地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

B-152291 2020-01

税理士会

消費税インボイス制度の

登録申請の受付が開始されます

(事前登録の申請期間は、令和3年10月1日から令和5年3月31日まで)

関東信越税理士会

高崎支部 税理士 加藤 勝

○インボイス制度とは

令和5年10月1日から導入される適格請求書等保存方式をいいます。

これにより買手側(課税事業者)は仕入税額控除の適用を受けるために原則として、売手側である登録事業者から交付を受けた適格請求書(インボイス)等の保存が必要となります。

また、売手側は買手側から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。

インボイス制度の導入後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者(登録事業者)以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除を行うことができません。

(※令和5年10月1日から令和11年9月30日までは、経過措置として、一定割合

を仕入税額として控除できます。ただし、仕入税額相当額の80%以下になります。)

○適格請求書(インボイス)とは

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の区分記載請求書に①登録番号、②適用税率、③消費税額等の記載が追加された書類やデータをいいます。

○適格請求書発行事業者(登録事業者)とは

適格請求書(インボイス)は、適格請求書発行事業者(登録事業者)しか交付することができません。

適格請求書発行事業者になるためには、所轄税務署へ登録申請書を提出し、登

録を受ける必要があります。(登録された事業者は、インターネット上で公表されます。)

なお、課税事業者でなければ登録を受けることはできません。

また、適格請求書発行事業者は、基準期間の課税売上高が1000万円以下となった場合でも免税事業者にはならず、消費税及び地方消費税の申告義務が生じますので、ご注意ください。

○登録申請のスケジュール

登録申請書は、令和3年10月1日から提出可能です。適格請求書等保存方式が導入される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日まで(ただし、困難な事情がある場合には、令和5年9月30日まで)

で)に登録申請書を提出する必要があります。

全ての事業者の方が確認する必要があります。顧問の税理士等に確認の上、ご検討ください。

●現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

<区分記載請求書(現行)> ~令和5年9月

請求書	【記載事項】
〇〇株式会社 納金△△	①請求書発行事業者の氏名又は名称
●年●月分	②取引年月日
■月▲日 割引ばし 550円	③取引の内容(軽減対象税率の対象品目である旨)
■月▲日 牛 肉 ※ 5,400円	④税率ごとに区分して合計した対価の額
合 計 43,600円	⑤書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
(10%対象 22,000円)	
(8%対象 21,600円)	
※は軽減税率対象	

<インボイス> 令和5年10月~

請求書	【記載事項】
〇〇株式会社 納金△△(1234円)	区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの
●年●月分	①登録番号
■月▲日 割引ばし 550円	《課税事業者のみ登録可》
■月▲日 牛 肉 ※ 5,400円	②適用税率
合 計 43,600円	③税率ごとに区分した消費税額等
(10%対象 22,000円 内税 2,000円)	
(8%対象 21,600円 内税 1,600円)	
※は軽減税率対象	

税理士はあなたと企業のパートナー

事業発展のお手伝いをします。
地域社会に貢献します。 秘密を守ります。



関東信越税理士会高崎支部

シリーズ

経営寸

話

「計画の立案と課題解決のPDCA」

関東信越税理士会 高崎支部 税理士 堀口 祐介

企業を取り巻く環境は常に変化していますが、ITの発達によりその変化のスピードは加速してきました。さらに2020年前半から新型コロナウイルスの蔓延により、企業を取り巻く環境は一変しました。

環境が変わる中で、業績を伸ばしている企業と衰退する企業の二極化が進んでいます。そして業績を伸ばしている企業の経営者にはいくつかの共通点があります。

今回は私が実際、顧問先であるお客様を支援している中で気づいた業績を伸ばしている企業の経営者の「計画の立案と課題解決のPDCA」についてまとめました。

1. 計画の立案

業績を伸ばしている企業の経営者は目標を設定し、計画を立てています。それも抽象的なものではなく、より具体化された目標や計画です。「売上を倍にする」「新規契約数を100件増やす」などという目標を掲げるだけでなく、ではそれを達成するためにはどうすれば良いかを考えながら計画を立てています。「売上

を倍にする」ために、どうやるのか、誰が何を担当するのか、いつまでにやるのか、など具体的に決めます。目標を設定し、計画を考えることで、やることが明確になり、無駄な行動が減っていきます。

また、実際に計画を作成する中で、成果が早く出るためにしていることは、「やらないこと」を決めることです。計画を作成する際は、あれもこれもとやりたいことはたくさん出てくるのですが、実際計画に入れても、結局やらない、できないことが多くなってしまうのです。ですので、できるだけやらないことを最初に決断し、やることをしぼることで早く成果を出すことにつながっています。「今までやってきたから、もったいない」と考えることがありますが、それを繰り返してきたから今の状態であるわけ、そこに気づくか気づかないかも成果を左右する大きな要因になっているのではないかと考えます。

2. 課題解決のPDCA

業績を伸ばしている企業の経営者は課題の解決についてPDCAをまわしてい

ます。PDCAとは、PLAN(計画)、DO(実行)、CHECK(評価)、ACT(改善)の略ですが、これらを繰り返すことによって、課題解決に近づいていきます。実際にお客様と立てた計画について、翌月その行動結果を聞いてみると、計画通りにいかなかったことや実際に行動したことで気づくことが多くあります。その要因を分析し、計画を改善し、新たな計画を実行するというPDCAをまわすことで、課題をひとつずつ解決していきます。

計画通りにいかないことが、計画を立てることの一番のメリットです。計画なんて計画通りいかないから立てても無駄だとおっしゃる方がいますが、計画通りにいくなら計画はいりません。計画と実際の間にどんな差異が生じているのか、そこに気づくことが大切で、計画通りにいかないのは、計画が悪いのではありません。計画段階で計画通りにいかない「何か」に気づかなかつたことが要因です。計画を立てて実行し、うまくいかなかった、で

終わらせてしまっている経営者が非常に多いです。うまくいかなかった要因は「何か」を分析し、うまくいくには何をすればいいかを考えます。それを繰り返すことによって、本質が少しずつ見え、計画の達成精度も上がっていきます。

3. まとめ

以上、今回は業績を伸ばしている企業の経営者の「計画の立案と課題解決のPDCA」についてまとめました。新型コロナウイルスの蔓延という大きな局面を迎え、何をどこから取り掛かれば良いか、悩んでいる経営者も多くいると思います。そのようなとき、まずは計画を立ててみることで今後の第一歩になっていただければと思います。私自身、経営者にとって一番身近な存在となり、企業が直面している課題を一つでも多く解決していく手助けをしていかなければならないと考えています。そして、一刻も早くこの新型コロナウイルスが落ち着くことを切に願います。

事業者の方へ



消費税の
インボイス
制度

令和3年10月1日

登録申請 受付開始！

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付することができます。

登録申請手続は、e-Tax をご利用ください！！



- ☒ 「e-Taxソフト（WEB版）」、「e-Taxソフト（SP版）」をご利用
いただくと質問に回答していくことで申請が可能
- ☒ e-Tax で申請した場合、電子データで登録通知の受領が
可能

※ 「登録通知」には、令和5年10月以降インボイスに記載が必要な「登録番号」を記載しており、紛失防止等の観点から電子データでの受領をお勧めしています。



個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。
スマートフォンからの申請には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。

【専用ダイヤル】0120-205-553（無料）

【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



国税庁 法人番号 7000012050002

2021.7

「インボイス制度」
ってナニ？

■ 売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

■ 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存（※）等が必要となります。

（※） 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

「インボイス」
ってナニ？

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

インボイスの記載事項

請求書 △△商事(株)

登録番号 T 012345...

× × 年 11 月 30 日

11 月分 131,200 円

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000 円
11/1	豚肉 *	10,000 円
11/2	タオルセット	2,000 円
...		
合計	120,000 円	消費税 11,200 円
8%対象	40,000 円	消費税 3,200 円
10%対象	80,000 円	消費税 8,000 円

* 軽減税率対象

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

登録申請書の
郵送による
提出先

以下のインボイス制度に関する書類を郵送により提出される方は、次の宛先に送付してください。

- ・ 適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用・国外事業者用）
- ・ 適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書
- ・ 適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書

名称	所在地	管轄地域
関東信越国税局 インボイス登録センター	〒 344-8680 春日部市大沼 2 丁目 12 番地 1	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 新潟県 長野県

※インボイス登録センターでは、インボイス制度に関する書類のみ受け付けています。

全国どこからでも
誰でも参加可能な

オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを講師がわかりやすく解説します。
また、チャット機能を利用した質疑応答も行っております。

開催日時	定 員	費 用	説明会サイトへ
説明会サイトに掲載（随時掲載） ※下記の説明会サイトにアクセスして確認してください。 ➡ https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_setsumeikai.htm	各回 100 名 （先着順）	無料 （通信費用は実費となります。）	

軽減・インボイスコールセンター (消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター)



消費税の軽減税率制度及びインボイス制度に関する一般的なご質問やご相談を受け付けています。

電話番号 ➡ **0120-205-553 (無料)**

受付時間 ➡ **9:00~17:00 (土日祝除く)**

音声ガイダンスに沿ってお知りになりたい内容の番号を選択してください。

インボイス制度の
登録申請手続に
ついて知りたい方

➡ **「1」**

帳簿・請求書など
の記載事項に
ついて知りたい方

➡ **「2」**

その他の軽減税率制度・
インボイス制度に
ついて知りたい方

➡ **「3」**

- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。ご予約の際は、最寄りの税務署にお電話いただき、音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する情報については、
国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）の「消費税の軽減税率制度・
適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」をご覧ください。

下のコードから
サイトへ



〈令和3年5月〉 国税庁



eLTAX 地方税共通納税システムについて

地方税共通納税システムは、複数の地方公共団体へ一括して電子納税ができるシステムです。

ご利用方法

STEP 1	STEP 2	STEP 3	STEP 4	STEP 5
利用届出	電子申告	納付情報入力	納付方法選択	納税
eLTAXのホームページから利用届出(新規)を提出してください。(提出済の方は不要)	PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアから申告書を作成・送信してください。	納付する税金の種類や納付先などの情報入力、またはCSVファイルの取り込みを行います。	インターネットバンキングまたはダイレクト納付を選ぶことができます。	取引金融機関のネットバンキングや、事前に登録した口座から引落しされます。(即時または指定した日)

全ての都道府県・市区町村へ、自宅や職場のパソコンから電子納税ができます。

8時30分から24時までご利用いただけます。

※土日祝日、年末年始を除きます。

※別途、休日に利用できる日があります。

利用できる税金の種類は、次のとおりです。

- ①法人県民税 ②法人事業税
- ③特別法人事業税(地方法人特別税)
- ④法人市町村民税
- ⑤事業所税
- ⑥個人住民税(特別徴収分、退職所得分)
- ⑦個人の県民税(利子割、配当割・株式等譲渡所得割) ※令和3年10月～

ダイレクト納付とは

事前に登録した金融機関口座を指定して、直接納税する方式です。インターネットバンキングの契約が不要で、代理人に依頼して納税することもできます。また、納付期日を指定して納税することができます。

詳しくは、eLTAXホームページ (<http://www.eltax.jp/>)をご覧ください。

新会員・部会員紹介

		①法人名	②代表者・部会員名	③所在地	④業種
女性－高崎	群馬	高崎	高崎		
① 株E G G ② 大河原 明 子 ③ 高崎市石原町 ④ 写真業、映像制作業	① 有飯野商事 ② 飯 野 勝 利 ③ 高崎市金古町 ④ 建設業	① リード工業(株) ② 大 塚 利恵子 ③ 高崎市中佐野町 ④ 製本業	① 株E G G ② 大河原 明 子 ③ 高崎市石原町 ④ 写真業、映像制作業		
女性－安中	倉渕	群馬	高崎		
① 株多胡電化 ② 諏 佐 昌 美 ③ 安中市安中 ④ 小売業	① 渡辺商店(株) ② 美才治 和 則 ③ 高崎市倉渕町川浦 ④ 燃料小売	① 株アイブレーション ② 三 友 岳 彦 ③ 高崎市中泉町 ④ 警備業、建築業	① 株K・M・I ② 樺 澤 正 洋 ③ 高崎市小八木町 ④ 解体工事		
会社名、住所、代表者、資本金等に変更がございましたら、事務局へご一報ください。					
問い合わせ先 (一社) 高崎法人会 事務局 〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8 506号 電話 027-363-4526 F A X 027-363-4576					

今後の税務説明会の予定

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、中止もしくは資料配布のみとなる可能性がございますので、税務署よりの御案内状や、当会HPにて最新情報をご確認ください。

令和3年度下期「決算税務説明会」日程表

10月14日 (木)	14:00～15:00	安中、松井田 各商工会 (安中、松井田) ※資料配布のみ
10月21日 (木)	14:00～16:00	群馬商工会館 (群馬、箕郷、吉岡、榛東)
11月 5 日 (金)	14:00～16:00	渋川市・金島ふれあいセンター (渋川、伊香保、子持、北橘、赤城)
11月 8 日 (月)	14:00～16:00	高崎市総合福祉センター (高崎、新町)
11月24日 (水)	14:00～16:00	吉井商工会館 (吉井)
11月25日 (木)	14:00～16:00	榛名商工会館 (榛名、倉渕)
1 月19日 (水)	14:00～16:00	高崎市総合福祉センター (高崎、新町)
3 月17日 (木)	14:00～16:00	高崎市総合福祉センター (高崎、新町)

令和3年度下期「新規設立法人説明会」日程表

12月 8 日 (水)	14:00～16:00	高崎市総合福祉センター
-------------	-------------	-------------

ご入会をご希望の方は法人会事務局まで
お問い合わせください。

法人会は「健全な経営」「正しい納税」「社会貢献」をテーマに
活動をすすめる全国約80万社の、会員組織です。

会 員
募 集 中



一般社団法人高崎法人会 事務局
TEL : 027-363-4526
<http://www.takasaki-hojinkai.com/>

表紙説明



幻の国分ニンジン

国分ニンジンとは、明治末期に矢島常七という人が東京西ヶ原よりもたらしました。

その後大正時代、旧群馬町地区の国府村西国分において品種改良された特産の種は全国で使われ、昭和30年代前半には国内のニンジンの8割を占めていたそうです。

しかし、高度経済成長期になると各家庭で冷蔵庫が普及するようになり、収納しやすくて農家にとっては収穫が容易な短いニンジンが一般的になりました。煮くずれせずコクのある甘さで全国的に名をはせた国分ニンジンも、長さが60センチ以上にもなる形状から敬遠されるようになり、生産農家は激減しました。

スーパー等で見かけることはなく、消費者の目にふれることもないので、今では幻の名産品になりつつあります。



消費税期限内納付

推進運動

高崎税務署管内3市2町村・高崎法人会16地区会



法人だより第182号

令和3年10月10日発行(年4回4・7・10・1月10日発行)

〈発行所〉一般社団法人 高崎法人会

〒370-0006

高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所ビル506号

TEL:027(363)4526 FAX:027(363)4576

E-mail:office@takasaki-hojinkai.com

U R L:http://www.takasaki-hojinkai.com/

〈企画・編集〉広報委員会:委員長 羽鳥 武久

〈編集・印刷〉荒瀬印刷株式会社

令和3年度 法人会ポスター

税を味方に、 強い経営を。



企業を支える80万社の経営者ネットワーク

法人会

詳しくはWebサイトへ 法人会 QRコード

年末調整説明会について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止や昨今のデジタル化を受け国税庁では集会方式の年末調整等説明会は、行わないこととなりました。

しかし、高崎法人会では、まだ集会方式も必要であると考え、11月29日に説明会を開催いたします。

詳しくは、同封のチラシおよび当会ホームページにてご確認ください。

※年末調整関係用紙及び法定調書の配布はございません。

事業の中止について

例年開催しておりました、下記の事業につきまして、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑み、開催を中止とさせていただきます。

開催中止事業

- ・上期研修会
- ・ボウリング大会

組織力は力です！

ご自身と企業と社会のために

未加入の方がいたら、ご紹介ください。

入会については最寄りの法人会事務局へ
お問い合わせください。

各地区会一覧

1	高 崎	☎027-363-4526	9	吉 岡	☎0279-54-2625
2	渋 川	☎0279-25-1311	10	榛 東	☎0279-54-2318
3	安 中	☎027-382-2828	11	子 持	☎0279-23-8845
4	群 馬	☎027-373-0237	12	倉 渚	☎027-378-2029
5	榛 名	☎027-374-0219	13	新 町	☎0274-42-0930
6	松井田	☎027-393-1411	14	北 橘	☎0279-56-3223
7	伊香保	☎0279-23-8845	15	赤 城	☎0279-56-3223
8	箕 郷	☎027-371-2150	16	吉 井	☎027-387-2293

税を味方に、 強い経営を。



企業を支える80万社の経営者ネットワーク

法人会

RECRUITING 法人会

法人会は経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

e-Tax利用に関する 法人会「会員優遇サービス」のお知らせ

高崎法人会の会員企業が、下記の金融機関に高崎法人会の会員であることの「証明書」を「インターネットバンキング申込書」に添付して提出すれば、基本料金が **1年間無料** になります。

※このサービスは e-Tax 利用を目的としてインターネットバンキングを新規に申し込む方が対象です。

1. 優遇サービスが受けられる金融機関と内容(令和3年10月1日現在)

◎群馬銀行・サービス区分

照会・振替・振込サービス 1,650円 ➡ **無料**

照会・振替・振込サービス+データ伝送サービス 5,500円 ➡ **無料**

◎東和銀行・サービス区分

照会・振替・振込サービス 1,100円 ➡ **無料**

照会・振替・振込サービス+データ伝送サービス 5,500円 ➡ **無料**

※別途、契約時に契約料として2,200円(消費税等込、契約時のみ)

◎高崎信用金庫・サービス区分

インターネットバンキング基本手数料 2,200円 ➡ **無料**

◎北群馬信用金庫・サービス区分

インターネットバンキング基本手数料 1,100円 ➡ **無料**

◎アイオー信用金庫・サービス区分

インターネットバンキング基本手数料 2,200円 ➡ **無料**

◎利根郡信用金庫・サービス区分

インターネットバンキング基本手数料 1,100円 ➡ **無料**

※その他の金融機関様で、この法人会の会員優遇サービスにご賛同していただける場合がございます。法人会事務局までご一報いただければ幸いです。

2. 申込み手順

- ① 各金融機関のインターネットバンキングの申込書を作成する。
- ② 高崎法人会の会員であることを証明する為、高崎法人会発行の「証明書」(※)に署名押印する。
- (※) 証明書は高崎法人会事務局にてお渡しいたします。
- ③ 上記金融機関へ、「インターネットバンキング申込書」に「証明書」を添付して申込む。